

TAX NEWS

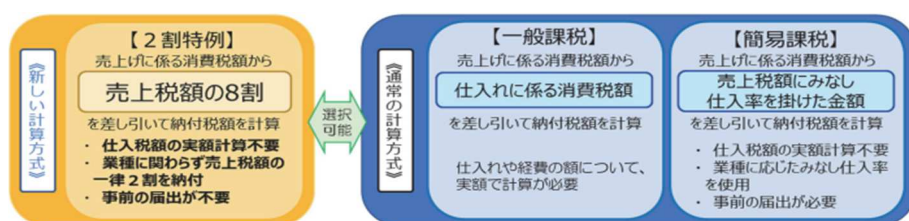
ーインボイス税制改正の3つのポイントー

令和5年10月より施行されるインボイス制度について、令和5年4月に所要の見直し、現在に至るまでも改正が行われてきました。免税事業者の方、課税事業者の方ともに再度ご確認いただきたいポイントは下記の通りです。

ポイント①インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額 に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができることとなりました。この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなります

みなし仕入率50%の簡易課税事業者の場合
本体の納付割合5割ー2割特例
3割分の控除が受けられるイメージです



⇒適用が可能な期間

個人事業者又は12月決算法人の場合

出典：国税庁 消費税インボイス制度に関する改正について



ポイント②少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能

基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間に置ける課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が税込1万円未満であるものについては、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することでインボイスの保存が無くても仕入税額控除が可能となりました。

1万円未満の判定単位：「税込1万円」に該当するかどうかは、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が1万円未満かどうかで判定します。したがって、5,000円の商品と7,000円の商品を同時に購入した場合（合計12,000円）には、少額特例の対象とはならず、インボイスの保存が必要となります。

ポイント③インボイスの記載事項は1枚の書類にすべて記載する必要はない

インボイスは、1枚の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、複数の書類相互の関連が明確であり、インボイスの交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法（例えば、請求書に納品書番号を記載するなど）で交付されていれば、その複数の書類の全体によりインボイスの記載事項を満たします。

（文責：沖中弥波）